

テナントが取り付けした「附帯設備」がある ときの不動産取得税について

家屋が建築された場合で、テナント※が取り付けした附帯設備（内装や電気・ガス・空調等で家屋と構造上一体となっているもの）があるときは、不動産取得税は、附帯設備を含めた建物全体の評価額を算定して、当該建物のオーナー※に全額を課税することとされています

ただし、オーナーとテナントが協議して、総合県税事務所へ附帯設備に属する部分の取得価額※を申し出た場合には、その価額分についてはテナントに課税し、オーナーの税額から減額します。

※ テナントとは、家屋（貸店舗等）の附帯設備の取得者のことです。

※ オーナーとは、家屋（貸店舗等）の主体構造部の取得者のことです。

※ 附帯設備に属する部分の取得価額は、オーナーの課税標準額中附帯設備に属する部分の価額のことです。

1 手続き

オーナーが納税通知書を受け取った日から 30 日以内に、オーナーとテナントが連名で「附帯設備に属する部分の取得価額申出書」を総合県税事務所へ提出していただきます。

2 必要書類

(1) 不動産取得税申告書（家屋）

(2) 附帯設備に属する部分の取得価額申出書※

※ オーナーとテナントが連名で提出してください。

（裏面の記載例を参照してください。）

3 （参考）固定資産税の取扱い

テナントが事業の用に供するために取り付け、家屋と構造上一体となっている内装や電気・ガス・空調等（特定附帯設備）は、テナントの償却資産とみなして、テナントに固定資産税を課税することとされています。

4 お申出及びお問合せ先

お申出先、お問合せ先	富山県総合県税事務所 課税第二課
電 話 番 号	076-444-4629 076-444-4505
郵 便 番 号	930-8548
住 所	富山市舟橋北町1-11（富山総合庁舎1階）
窓 口 取 扱 時 間	月曜日から金曜日の8:30～17:15 （国民の祝日・休日及び年末年始を除く）

（令和7年3月現在）

附帯設備に属する部分の取得価額申出書

記載例

令和 7 年 7 月 10 日

富山県総合県税事務所長 殿

本申出書の提出年月日
を記入してください。家屋のオーナー様の住所・氏
名を記入してください。

納税者(主体構造部の取得者)

住(居)所
(所在地)

富山市〇〇町〇丁目〇ー〇

氏 名
(名 称)

株式会社 ◆◆◆◆

印

テナント様の住所・氏名を記
入してください。

(附帯設備の取得者)

住(居)所
(所在地)

富山市□□町□丁目□ー□

氏 名
(名 称)

株式会社 ◇◇◇◇

印

富山県税条例第73条第7項の規定により、次のとおり申出します。

建築された家屋の所在地を記
入してください。

家屋の所在地

富山市〇〇町 □丁目 △番地の▽

テナント様が取り付けした附帯設備の価額を千
円単位で記入してください。建築された家屋の概要
を、全部事項証明書(登
記簿謄本)等を参考に
記入してください。

家屋の概要

家屋番号

種類

構造

床面積

用途

取得年月日

▽ー1

店舗

鉄骨造

234.56㎡

—

令和6年
11月30日

オーナー様分とテナント様分の合計価額を千円単位で記入してください。

課税標準額

4,325,000 円

左記課税標準額中附帯
設備に属する部分の価額

1,825,000 円

税 額

オーナー様分とテナント様分の合計税額を記入してください。
(合計価額:4,325,000円 × 税率:4% =173,000円)

173,000 円

テナント分の税額

1,825,000円 × 4% = 73,000円

住宅以外の不動産取得税の税率

摘 要

上記の「左記課税標準額中附帯設備に属
する部分の価額」を記入してください。73,000円がテナント様に課税する不動産取得税額となります(税額の百円未満
の端数は切り捨てます)。なお、オーナー様に課税する不動産取得税は、
173,000-73,000=100,000円となります。